「法の谷間」の愚業の歴史を繰り返さないで欲しい

制度としては全国に先駆けた、認知症（旧：痴呆症）高齢者グループホーム（ＧＨ）、知的障害者ＧＨの合築型（行政新語？）の「共生型ＧＨ：ながさか」の実践報告を聞く機会を得た。この事業は、宮城県の「プロジェクトＭ」として取り組まれ全国的にも注目されている。

実践報告内容の詳細はさておき、私はこうしたＧＨの実践報告、また、高齢者、障害者ＧＨ等の報道を見聞する時、いつも気にかかることがある。

「地域で共に生きる」とか、「地域との連携」とか云われるが、どうしたことか、家族のことは殆ど触れられていない。

日本の社会（地域）、日本の法体系の基本単位は家族（家庭）である。「地域で共に…」、「地域の中で…」といいながら、なぜ「共生」への家族の意識のあり方の問題に、またはその取り組みの模索の様子に触れないのか、私には不思議でならない。

何も家族の面会増とか、一時帰宅増とか等のようなことをいっているのではない。家族がその立場で「地域で共生」の言葉をどう捉え、考え、周り（地域）に行動しようとしているのかということである。

「地域で共生云々……」というのであれば、実践の場からの社会構成の基本単位である家族という立場での共生、連携へのあり方、新しい福祉社会のあり方への提言が欲しいということである。

今のままでは、何だか「地域で共生」の言葉が、片手落ちのように私には聞こえてしまう。

また、実は、このプロジェクト申請企画案段階で、最初は企画者は在宅重症児（者）のＧＨを目指しただけに、相談を受けた私は、その後も関心を持っている。

「ながさか」では、一人の方が利用してるようであるが、「在宅重症児のＧＨ制度（主に運営経費面？）が未整備なので……」の発言もあったが、ここも引っかかった。

在宅重度障害者には、「重症児」という語彙を使用されている法、事業は、「短期入所事業」に関してだけである。日本の障害関係法体系では、知的障害、身体障害、精神障害の三法のみである。つまり、在宅重症児問題では、あえて重症児と云わなくても、知的障害、または身体障害関係の法、事業で対応すべきこと、また対応できるのである。

「在宅重症児のＨＰ制度がまだ未整備なので……」という言い方では、社会にあたかも重症児問題は別ものとの印象を与えかねず、「法の谷間」の愚業の歴史をまた繰り返しかねないとの危惧を抱いた。

（2004 年 11 月 28 日　記）